

城東区役所 少額特名随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度 城東区役所仮設倉庫の警備業務委託	警備	国際セーフティー株式会社	105,600円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙1のとおり	-
2	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	榎並小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
3	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	関目小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
4	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	鯉江小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
5	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	今福小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
6	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	聖賢小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
7	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	嶋野小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
8	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	中浜小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
9	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	城東小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
10	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	諏訪小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
11	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	成育小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
12	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	すみれ小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
13	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	東中浜小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
14	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	放出小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
15	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	関目東小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
16	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	森之宮小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
17	令和3年度「小学校区教育協議会－はぐみネット－」事業	その他	鯉江東小学校区教育協議会－はぐみネット－	90,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-

随意契約理由

城東区役所仮設倉庫（以下、「仮設倉庫」という）は、経済戦略局所管の「もと小売市場施設」の一部を、おもに区役所防災備蓄品などの保管用として間借りしており、同局からは、令和3年度については、1年間の使用承認を得ている。

現在の仮設倉庫における警備業務委託契約については、国際セーフティー株式会社と締結しており、令和3年3月末をもって満了する。

仮設倉庫内に保管している物品の中には、災害発生時、避難所必要物資など、区役所にとって重要な物品を保管していることから、業務上、警備業務委託を継続する必要性が認められ、現在の契約で問題なく仮設倉庫の運用ができています。

本件において、現在の業務委託を継続した場合、主に警備委託にかかる人件費部分のみであるが、あらたに他社と委託契約をおこなう場合、警備用設備の入れ替えにかかる初期費用が発生する。経費負担の観点から、前者が本市において有利であることは明らかであるため、引き続き国際セーフティー株式会社と特名随意契約を行う。

随意契約理由

「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業については、地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進するための事業である。

具体的には、本事業は地域や学校の情報を収集し、子ども、保護者、地域住民に対してこれらの情報を発信することはもちろん、市民ボランティアの力を地域や学校教育に活用し、高齢者と子どもの交流、子どもや子育て世代向けのイベントなどを通じて、各地域における教育コミュニティづくりに取り組むものである。

このため、本事業の実施には、地域住民が中心となって活動することと、地域の実情や課題を正確に把握し、きめ細やかな支援ができることが必須条件であることから、城東区の事業実施要綱中においても、小学校・家庭・地域の諸団体の参画を得て事業実施することとしている。

こうしたことから、委託先としてはP T Aを含む諸団体や学校関係者を構成員とする組織でなければ現実的には実施できない。

その点で、「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」（以下「はぐくみネット」という。）は、P T A・地域諸団体・学校関係者等による構成のもと、市民協働と地域主体のまちづくりをめざす観点から本市の依頼により設置された市民参加型の協議会であることや、その中心的な役割を果たす「はぐくみネットコーディネーター」は、本市が委嘱し、地域住民やボランティア、学校、団体を繋ぎ、子どもを見守り育む様々な取組みを行う市民ボランティアであることから、本事業を行う上で十分な素質を備えている。

そのうえ、大阪市教育振興基本計画および生涯学習大阪計画においても、「はぐくみネット」が小学校区における教育コミュニティ推進の代表的な担い手として位置付けられている。

なお、「はぐくみネット」が地域活動協議会に参加している校区もあるが、教育コミュニティを担う組織が区内全地域活動協議会で十分に形成されていない現状では、本業務を地域活動協議会に委託しても、結果として「はぐくみネット」が単体で業務を担うこととなり、徒に委託形態を複雑にすることになるため、現時点では本業務の委託先とはなり得ない。

さらに、地域活動協議会に対する一括補助金化への今後の可能性を念頭においた場合でも、それまでの暫定的・経過的措置として、本事業を委託事業として継続して実施する必要があるとともに、スムーズに移行できるよう制度設計を進める必要がある。

その点においても、これまで本事業を継続して推進してきた「はぐくみネット」が、P D C Aサイクルの観点から事業の評価・実施を担うことができる唯一の組織である。

以上のような理由から、「はぐくみネット」が本事業を請け負うことができる唯一の組織であり、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。